

しょう がっ こう
ねん せい む
小学校1・2・3年生向け



みんなで考えよう!

かんが
かごしまし
鹿児島市

こどもの未来

おう えん じょう れい

応援条例



このさっ子を手にしてくれたあなたへ

あなたという人は、この世にただひとりしかいません。あなたと同じ人はいないし、あなたの代わりになる人もいません。そんな世界にひとりしかいないあなたが、元気でのびのび育ってほしいとねがい、このさっ子を作りました。あなたがこまつたとき、なやんだとき、このさっ子が役に立つたらいいなと思います。

しょう がっ こう
小学校

ねん
年

なまえ
名前

CHAPTER 1

こどもの権利条約

はじめまして、わたしは「ミライ」。みんなに「こどもの未来応援条例」を知つてもらいたくて、み来から来たんだ。

「こどもの未来応援条例」っていうのはね、かんたんに言えば、こどもたちの権利を大切にしましよう、っていうことをかご島市のルールとして決めたんだ。まずは、世界のやくそく事である「こどもの権利条約」について、一しょに考えてみよう！



こどもの権利はたくさんあるけど、大きく分けると次の4つだよ。
あなたにもある4つの権利！こまつたことが起きたとき、こどもの権利を知っていると、早く、安全にかい決できるよ！



CHAPTER 2



にん げん

たい せつ

けん り

人間として大切な子どもの権利

生きる権利

こころ からだ たいせつ
(心と体を大切にされる権利)

- ごはんを食べる
- 病気になったときはなおしてもらう など



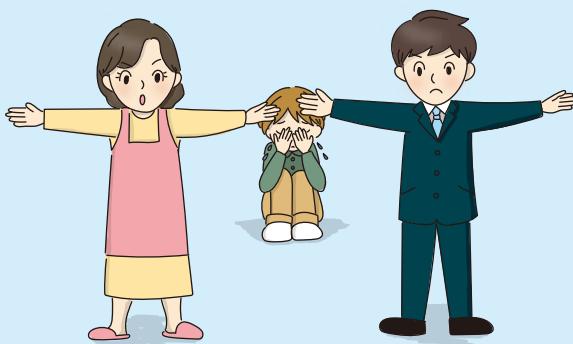
育つ権利

- 自分のとく意なことにチャレンジできる
- 運動する ●遊ぶ など



守られる権利

- あぶない事から守られる
- けんかにまきこまれない など



さんかする権利

- ひつような事を教えてもらう
- グループを作って活動する など



ワーク
考え方

4つの権利それぞれとかん係のあるものはどれかな?線でつないでみよう。(答えは5ページ)

1 生きる権利



● 勉強する

2 育つ権利



● たたかれない

3 守られる権利



● 自分の意見をいえる

4 さんかする権利

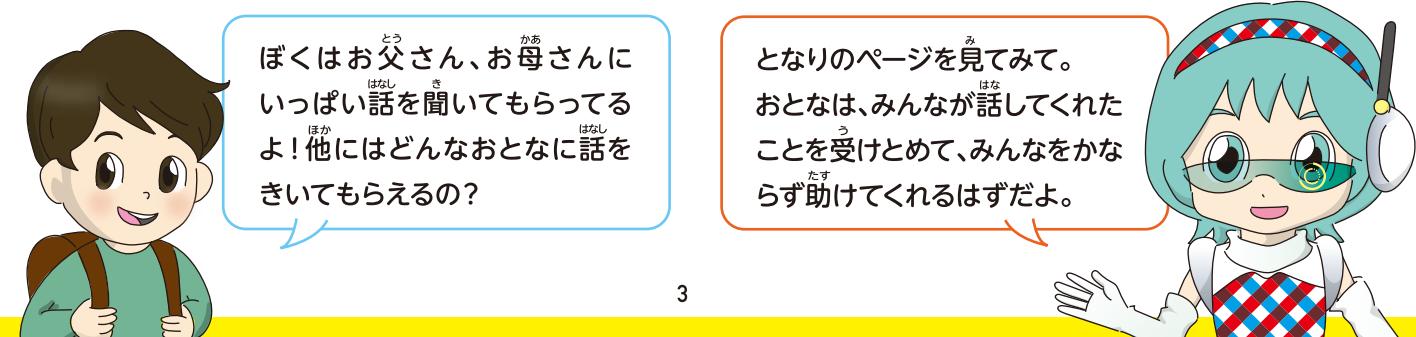
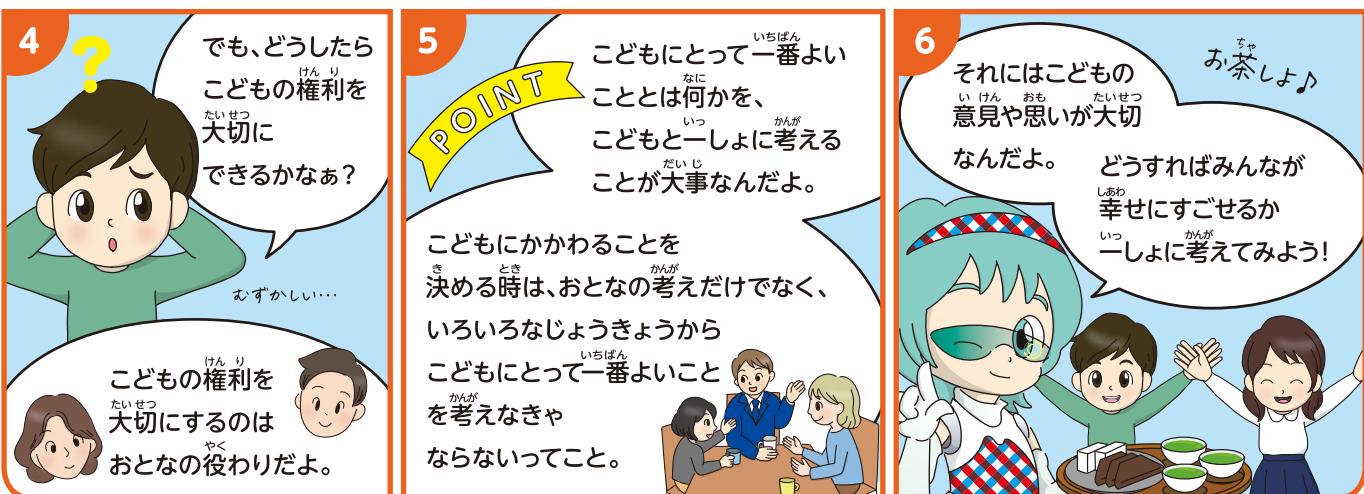
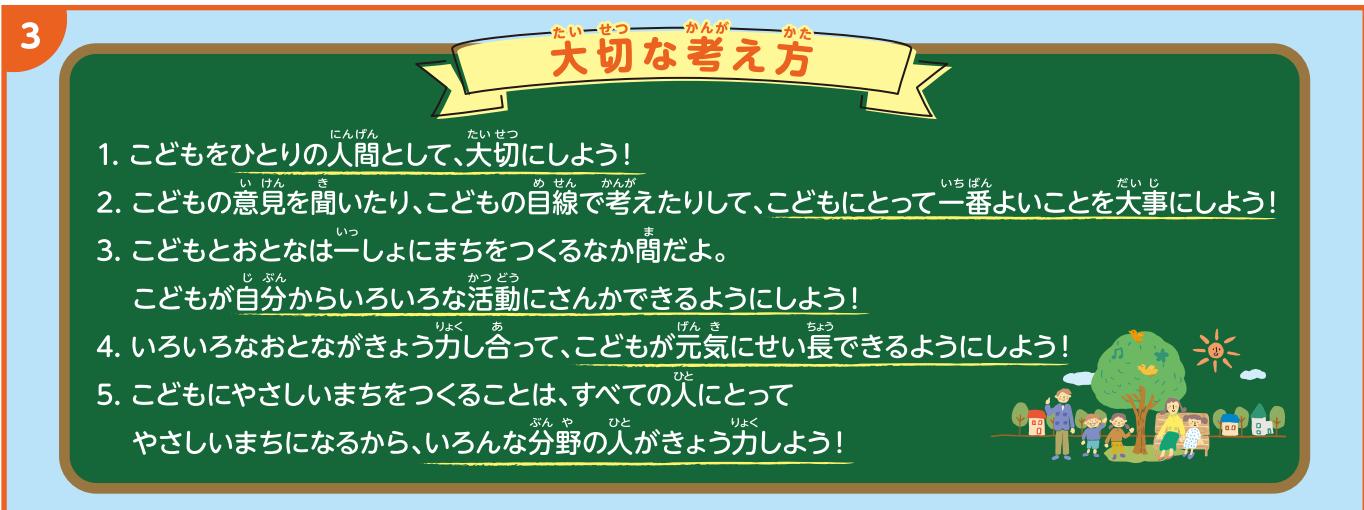
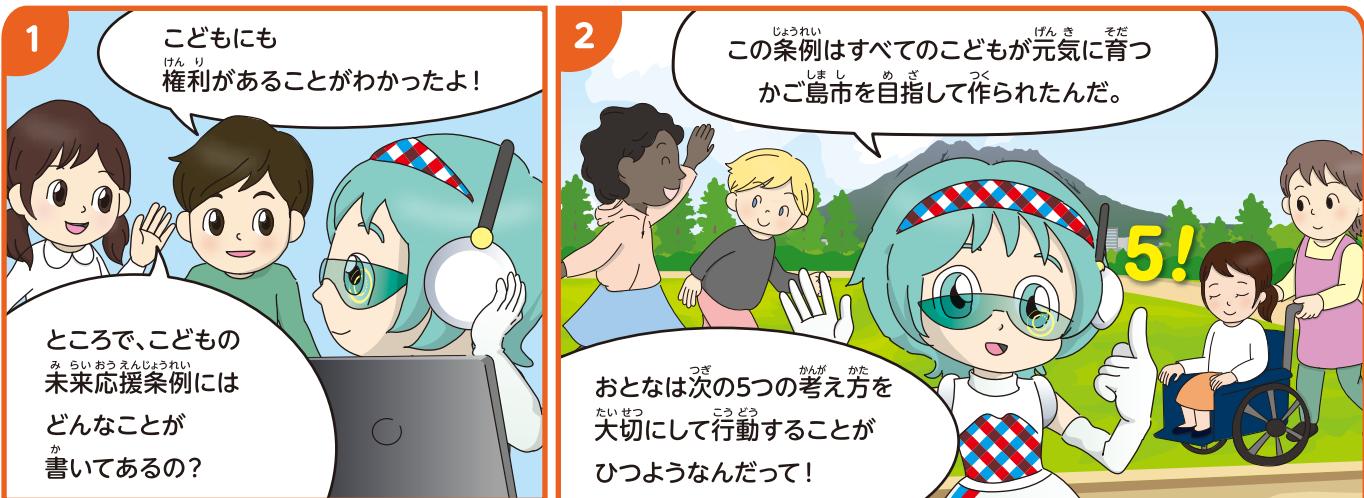


● 安心してねる

CHAPTER 3

かごしまし
鹿児島市

みらいおうえんじょうれい 「こどもの未来応援条例」について



CHAPTER 4



あなたのまわりの たちば やく さまざま立場の人たちの役わり

おとなはみんなの意見を受け止めて、せつ明をしたり、一緒に考えることが大事になるから、条例ではおとの役わりを決めているんだよ。



みんなのまわりでは、たくさんのおとなの人が見守ってくれているんだね！きっときょうか
してくれる人がいるから、こまったことがあつたらゆう気を出して相談してみて！



もっとくわしく知りたい人へ

む
こども向けコーナー^む
マグマっこナビ



かごしまし
鹿児島市
みらいおうえんじょうれい
こどもの未来応援条例



かいでじょう
こども家庭厅では、こどもが自分の意見を言える
チャンスとして「こども若者★いけんぶらす」と
いう取組を行っています。



けんり たいせつ 子どもの権利を大切にするため

えみかなおも
絵を見てみよう、悲しい思いをして
どうすればみんながえ顔がおですごせるか、もし自分じぶん

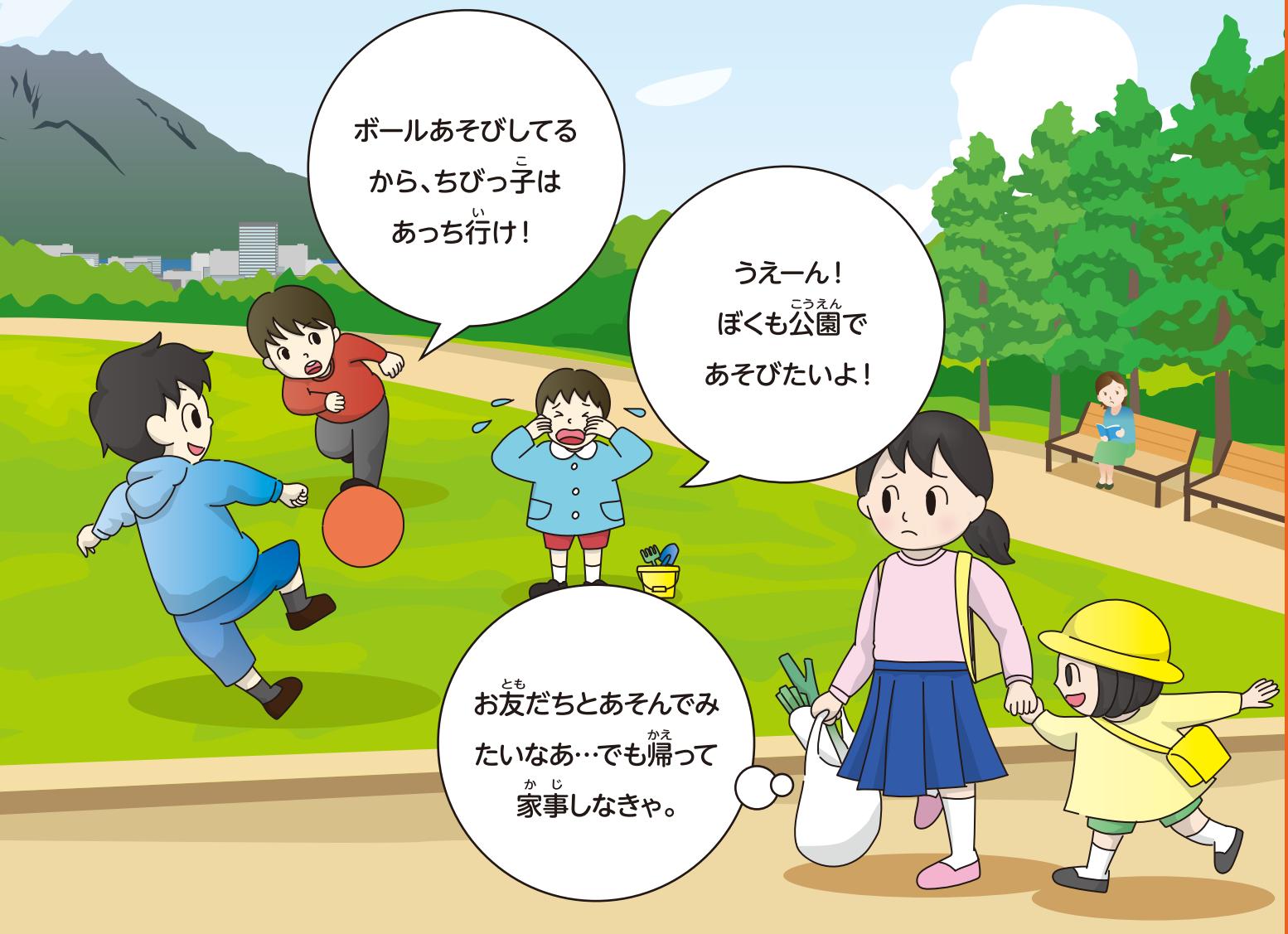


\ワーク/
考えよう

えみおもか
絵を見て、思ったことを書いてみよう。お家のの人やお友だちとも話し合ってみよう。

なににみんなにできることは何かな?

いる子、させている子はいないかな?
がこんな気持ちならどうしたいか考えてみよう。



子どもの権利は、生まれながらに持っているものだってわかつてもらえたかな?
子どもの権利を守るために、みんなにもできることはたくさんあるよ!
たとえばほかの人のことを考えないで、自分だけよければいいと思って行動
すると、相手をきずつてしまことがあるよね。自分の思っていることを言
うだけじゃなく、相手のことも考えて行動することが大切なんだ。もしも、つ
らい思いをしているなら、学校の先生など、おとなに相談してみよう。
わたしはみんなのせい長が楽しみだなあ!またみ来て会おうね!



こんなことでこまっていますか？

子どもの考え方を聞いてくれない

- 「こどもだから」と話を聞いてくれない
- おとなの考え方をおしつけられる



自分の知られたくない

ひみつが守られていない

- インターネット上に名前や住所を勝手に書かれる



いじめられている

- たたかれたり、いやがらせをされたりする
- 友だちからなか間にはまれる



学校のこと、おうちのこと、友だちや自分のことなどで「いやだな」「悲しいな」と思ったり、「どうしたらいいのかな」とこまつたりしたら、いつでも相談してください。

勉強や学校のこと こまっている人へ

教育相談室

099-226-1345 (教育全般)
099-224-1179 (いじめ相談)

かご島市山下町6-1(教育そう合センター内)
相談できる時間(日・祝日・12/29~1/3はお休みです)
月~金曜/面せつ 10:00~17:00・電話 9:30~20:00
土曜/面せつ・電話相談ともに9:00~12:00

どこにお話していいか 分からずの人にへ

かごしま子ども・ 若者総合相談センター

099-257-8230

かご島市かも池新町1-8
かご島県青少年会館 2F
相談できる時間/
10:00~17:00(月曜はお休みです)
<https://www.soudancenter-k.com/>

チャットや電話で お話しできます

チャイルドライン

インターネット上で話せるよ
ホームページはこちらから▶
<https://childline.or.jp/>

電話相談

0120-99-7777
相談できる時間/16:00~21:00(毎日)
(※12/29~1/3はお休みです)

相談の内ようが、あなたのきよかなくまわりの人に知られることはありません

保護者の皆様へ

子どもが大人に成長するまでには、子どもの年齢や発達、子どもの状況に合わせた適切な支援が必要です。

残念なことに、子どもの命が脅かされたり、大人の都合や感情でなされたりした行為が、子どもの心に深い傷を負わせたりすることもあり、改めて、今「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」に示された子どもの健やかな成長に欠かせない「子どもの権利」、子どもの基本的人権を、大人が認識し大切にすることが求められています。

この条例では、子どもの人としての尊厳、子どもの基本的人権である子どもの権利を尊重し、社会全体で子どもの健やかな育ちを支援することを掲げています。その基本には、すべての人は同じように大切にされなければならないという考え方があるからです。

一方で、子どもの権利を尊重することが、甘やかしや過保護につながるのではないかと懸念する声を聞くことがあります。しかし、例えば子どもの意見表明の権利を尊重するということは、子どもの言いなりになることではありません。子どもの意見や思いを誠実に受け止め、その上で年齢や成長に応じて対話しアドバイスを行うなど、適切な対応を図ることが大切なことです。

まずは、条例及び子どもの権利条約をご一読いただき、それぞれ自分の立場で何ができるかなど、子どもと一緒に子どもの権利について考える機会を是非作ってみてください。

情報過多、家族の多様化が進む時代、つい子育ての正解を探してしまうことが多いですが、子どもとの対話を大切に、社会全体で子育てができる社会を一緒につくっていきましょう。